㈤　当該壁等が、通常の火災時において、当該壁等以外の建築物の部分から屋外に出た火炎による当該建築物の他の部分への延焼を有効に防止できるものであること。

4　法第二七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の性能に関する技術的基準

法第二七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の性能に関する技術的基準に、令第一〇九条の五第一号に掲げる基準を加えることとした。（第一一〇条第二号関係）

5　既存の建築物に対する制限の緩和

法第二一条第一項の規定に関する既存不適格建築物について増築又は改築を行うことができる範囲として、増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであり、かつ、当該部分の特定主要構造部の一部が令第一〇九条の五各号のいずれかに掲げる基準に適合するものであること等を定めることとした。（第一三七条～第一三七条の一二関係）

三　施行期日

この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとした。

◇脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二八一号）（原子力規制委員会）

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和五年一〇月一日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は令和七年六月六日とすることとした。

◇脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律附則第四条第六項の規定により納付すべき手数料等の額を定める政令（政令第二八二号）（原子力規制委員会）

1　脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四四号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、改正法附則第四条第六項の規定により納付すべき手数料等の額を定めることとした。（第一条～第三条関係）

2　この政令は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年一〇月一日）から施行することとした。

◇株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二八三号）（財務省）

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和五年法律第一一号）の施行期日は、令和五年一〇月一日とすることとした。

◇デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二八四号）（デジタル庁）

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六三号）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二八五号）（厚生労働省）

1　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う場合において、当該予防接種の勧奨及び当該予防接種を受ける努力義務の対象としない者の範囲を変更することとした。（附則第二条第一項関係）

2　この政令は、令和五年九月二〇日から施行することとした。

◇特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八六号）（内閣官房）

1　特定秘密の保護に関する法律（平成二五年法律第一〇八号。以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関から新型コロナウイルス感染症対策本部を除くこととした。

2　この政令は公布の日から施行することとした。

政　令

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年九月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十九号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和六年四月一日とする。

法務大臣　齋藤　健
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年九月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正）

第一条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令

第一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。」に改める。